

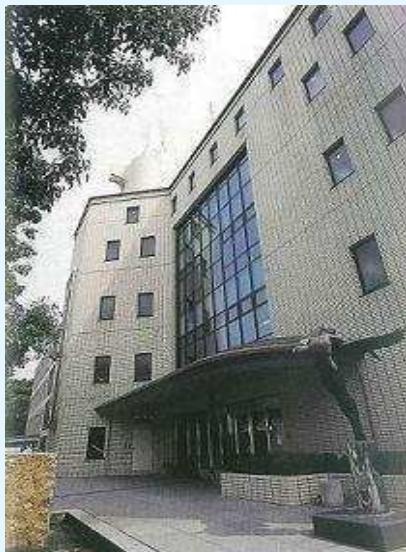
## 6 令和4年度水道局重点施策

### 経営の持続

環境の変化に対応し、引き続き安全・安心な水を安定的に供給するため、令和3年度に引き続きさらなる経営改革を進めるとともに、DXを活用し、コンパクトで効率的な事業経営を目指します。

#### (1)組織の再構築

273百万円

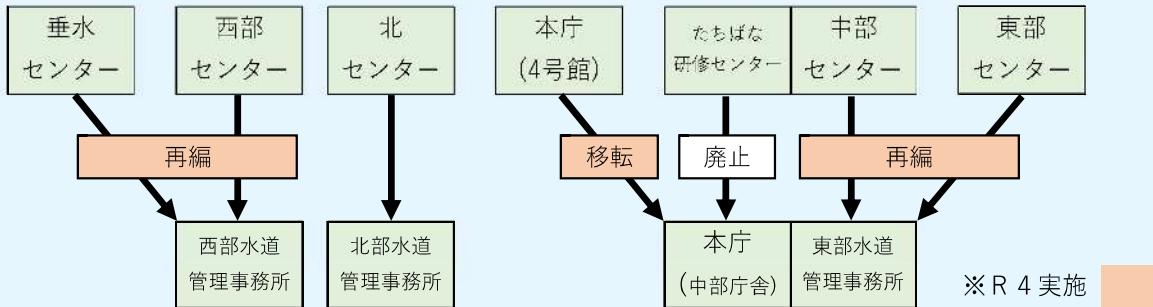


令和4年度は、各センターに残る「配水部門」を事業所3ヵ所に統合し、職員の集約による技術の継承や応援体制など規模のメリットを活かし、効率的な組織運営を図ります。

また、本庁部門についても、市役所4号館から中部庁舎へ移転します。

本年の経費として約2.7億円の予算を計上しており、庁舎整備のほか、通信環境整備や什器・移転作業に加え非常用電源の設置、OAフロア化などの職場環境の改善も併せて実施します。

業務	集約・移転の内容	実施時期
給水装置工事審査関連業務	サービス向上、効率化のため、中部庁舎1か所に集約	R3年5月業務開始
水道料金関係業務	停水業務等を民間委託のうえ、中部庁舎1か所に集約	R4年1月業務開始
配水管等工事関係業務	東部地域、北部地域、西部地域の3事務所に再編	R4年秋頃予定
本庁機能	中部庁舎へ本庁機能を移転	R4年末頃予定



広報紙こうべ1月号掲載広告

## (2)緊急対応体制の強化

16百万円

配水部門の統合により廃止となるセンター近隣エリアの緊急対応については、作業車へのタブレット導入やGPSを活用した最寄り車両の把握と現場への急行手配により初動対応の充実を図るとともに、大規模、広域的な災害・事故等にあっても、対応に支障が生じないよう緊急時対応拠点（本山浄水場と狩場台配水場）を設置します。

また、緊急車両を増強するとともに運転に要する知識技能に係る訓練・研修を繰り返し実施し、現在の緊急対応レベルを維持することで、さらにレベルアップできる体制を構築します。



再編後の拠点配置図

## (3)DXの推進

174百万円

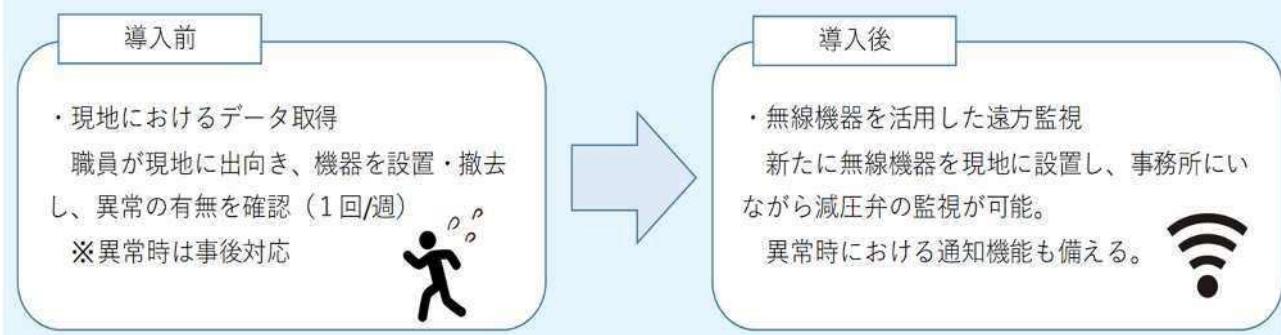
新たなデジタル技術を活用することで、業務の効率化、コスト削減に取り組みます。

### ①配水減圧弁遠方監視システムの拡大

本市は起伏にとんだ地形であるため、自然流下により水を届けていますが、水圧が高くなる区域においては配水減圧弁（送られてくる水を適切な圧力まで下げる装置）を設置しています。

市内に点在する配水減圧弁について、無線による遠方監視機器を現地に設置し、効率的な監視体制を構築していきます。

（令和3年度までの検証結果を踏まえ、令和4年度より全市に展開し、本格運用を開始します）

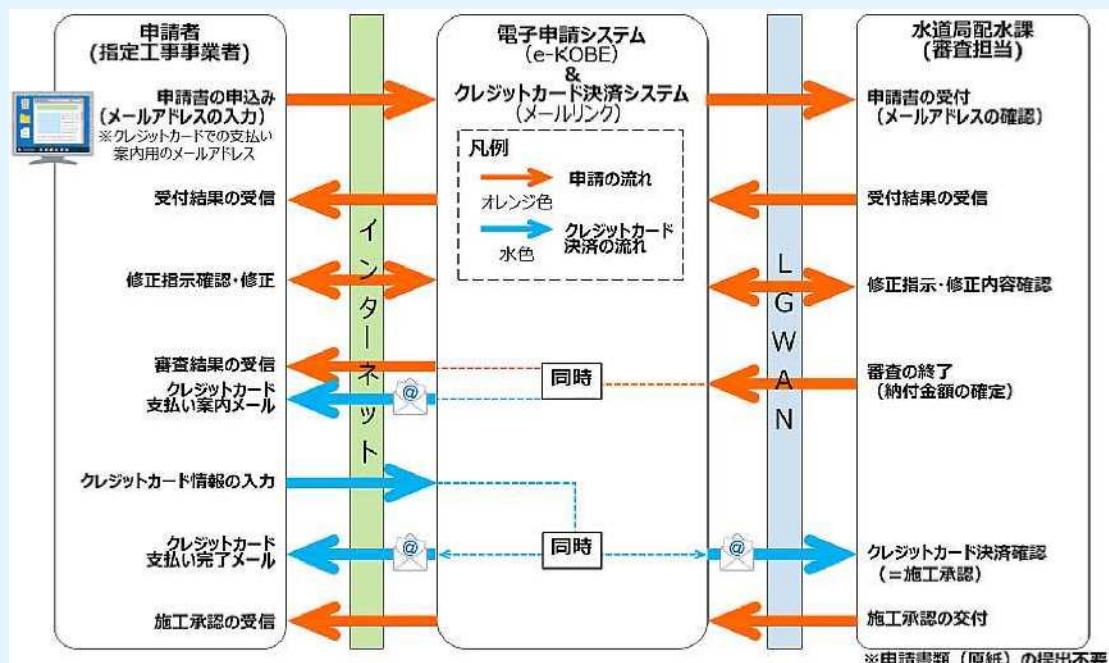


## ②給水装置工事申請の電子化

これまで水道局の窓口だけで受付していた給水装置工事申請について、令和2年4月より電子申請を開始しています。「神戸市スマート申請システム(e-KOBE)」を活用することで、全ての申請の電子化を推進していきます。また、「メールリンクシステム」を導入し、クレジットカード決済を導入します。

【給水装置工事電子申請割合（令和3年度）】

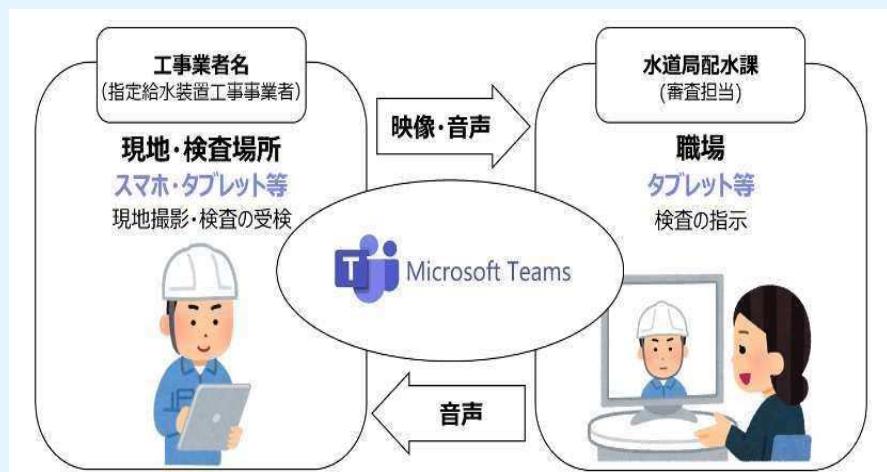
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
18.7%	19.4%	22.7%	26.2%	34.5%	66.5%	61.9%	57.9%



電子申請およびキャッシュレス決済（クレジットカード決済）のながれ

## ③給水装置工事検査業務のリモート化

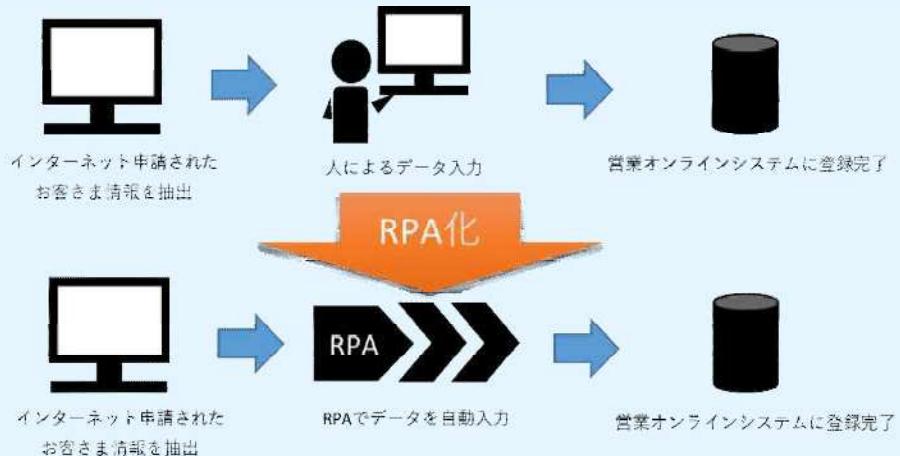
給水装置工事における検査業務（現場立会検査）は、これまで職員が現場で確認していましたが、移動時間の短縮による検査対応の充実、接触機会の削減を図るため、リモート検査を推進します。



リモート検査のイメージ

#### ④お客さま情報入力へのRPA導入

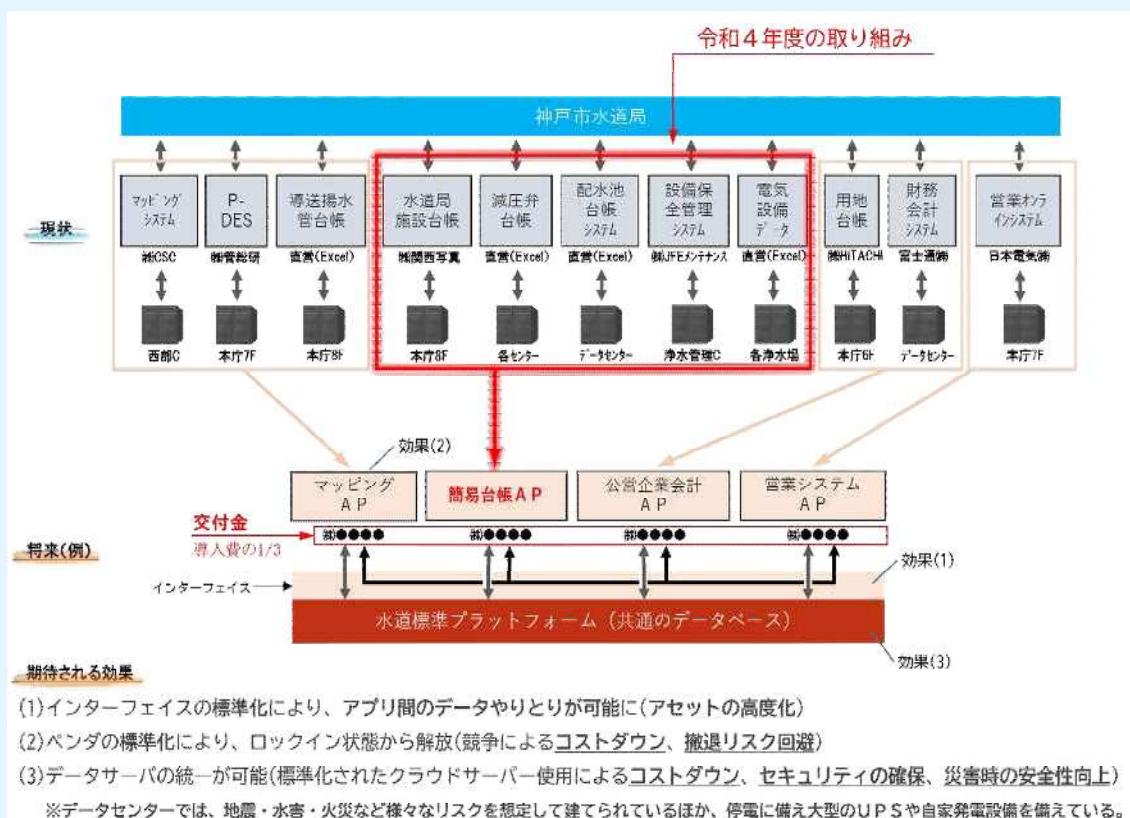
令和3年度にWeb口座振替受付サービスで導入したRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）について、インターネットから申請のあった「水道の使用開始・中止情報」の営業オンラインシステムへの登録にも導入します。導入により自動入力によるヒューマンエラーの防止や業務負担の軽減を図ります。



#### ⑤水道標準プラットフォーム化（水道情報活用システム）の推進

水道施設やお客さま情報については、施設台帳やシステムによる個別管理を行っています。これらの台帳やシステムについて、適切な管理と業務の効率化、今後のシステム改修にかかるコストの低減等を目的に共通管理の手法を検討していきます。

令和4年度では、施設台帳の一部を国の主導で構築された水道情報活用システム上に移行すべく、国の交付金を活用しながら接続環境の整備とシステムの構築を行うとともに、他のシステムについても順次、移行するように引き続き検討を行います。



# 災害への備え

地震対策や、近年多発する様々な自然災害に備えるため、水道施設の老朽化対策にあわせて施設更新を実施します。

## (1)配水管の更新・耐震化

40.9km 7,487百万円

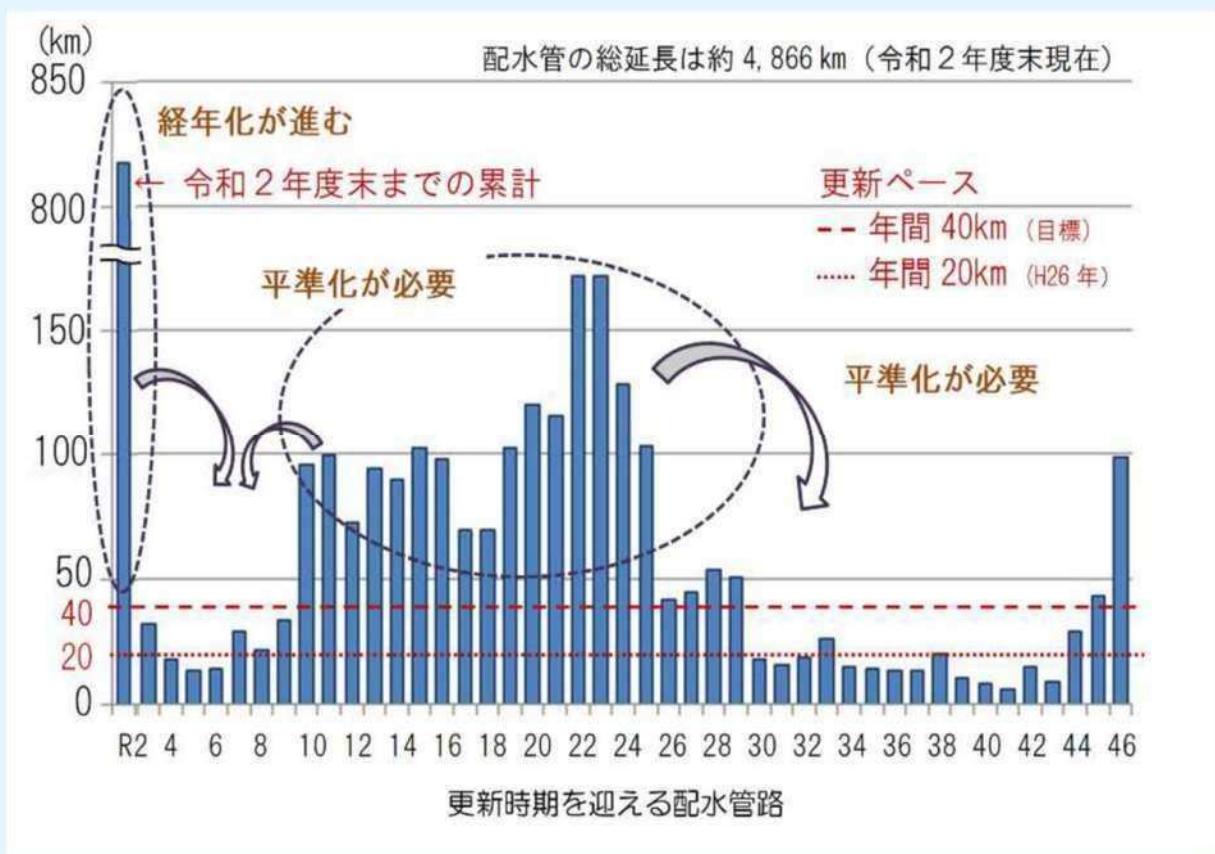


高度経済成長期に布設した大量の配水管が更新時期を迎えることから、経年劣化した配水管の更新・耐震化を引き続き推進します。

なお、更新にあたっては水需要の減少を勘案した配水管のダウンサイジングを実施するなど、配水管網の再構築を行います。

また、耐震化を効果的に推進するため、防災拠点に至る配水管や、事故時の影響が大きい配水池の根元にある配水管の更新・耐震化も計画的に実施していきます。

また新材料を採用する等、更新費用が安価となる取り組みもあわせて実施していきます。



## (2) 奥畠妙法寺連絡管整備

937百万円

総事業費：6,499百万円  
事業期間：～令和7年度



【イメージ図】シールド工

市街地の東部（奥平野浄水場以東）では、基幹の送水施設として2本の送水トンネルと新たな大容量送水管により、多重化が図られています。一方、市街地の西部（奥平野浄水場以西）では、2本の送水トンネルが単独で機能しています。そのため、2本の送水トンネルを連絡することで、基幹的な送水施設の多重化を図り、市街地の西部地域においても送水の安定性を高めます。

令和4年度は、シールドトンネルの掘削を進めます。



## (3) 北神地区送水施設の再整備

1,451百万円

北神地区は、主に千苅浄水場から送水をしています。千苅浄水場系統の事故等に対応するため、阪神水道系からの送水も可能となるように施設整備を進めています。

有野・有馬地区方面は、平成25年度から有野・有馬地区の送水管路及びポンプ場の整備を進め、令和3年度から複数系統化が図されました。

花山・唐櫃地区方面は、平成29年度から花山・唐櫃地区の送水管路及びポンプ場の整備を進めしており、令和5年度から複数系統化が図れる見込みです。



花山ポンプ場(完成予想図)



## (4)水管橋の点検強化

18百万円



水管橋の異状箇所の早期発見と事故の予防を目的として、巡視・点検を強化します。

令和3年10月に発生した和歌山市の紀の川にかかる六十谷（むそた）水管橋の崩落事故では、市北部の約6万世帯（市の人口の約4割にあたる13万8000人）が断水となりました。

これまで水管橋点検において目視確認が難しかった橋梁下のつり材などについて、高所作業車やドローンを活用するなど目視点検を強化します。

水管橋の上部は通常目視できない ×



ドローンを活用した点検 ○



高所作業車を活用した目視点検 ○

# 水道システムの最適化

次世代に、蛇口からいつでも水が飲める水道システムを継承します。

## 上ヶ原浄水場再整備等事業（PFI事業）

207百万円

(総事業費:16,103百万円、債務負担:15,360百万円(令和4～23年度)、事業期間:令和元～23年度)

上ヶ原浄水場は、阪神水道と異なる千苅貯水池を水源とし、立地（高さ）上、自然エネルギーを有効活用できることから、平常時・緊急時ともに本市にとって重要な浄水場です。大正6年度より共用を開始し、市域の発展に合わせて増築等を経てきましたが、築後100年余りが経過していることから、経年化に伴う再整備事業を効率的な施設運用や整備コスト削減が期待できるPFI手法により、令和元年度から進めています。

本事業の契約に際し、事業者からコンパクトな施設配置の提案があり、全体の事業費削減や効率的な運営が見込めるため、別途整備予定であった「浄水池」施設を組み入れることとしました。

追加の設計や工事に1年4ヵ月程度を要することから、  
令和4年4月頃から再整備工事に着手し、令和8年8月頃  
から15年間の運転管理を行う予定です。

(本予算額はそれらの可能性を含んでいます)



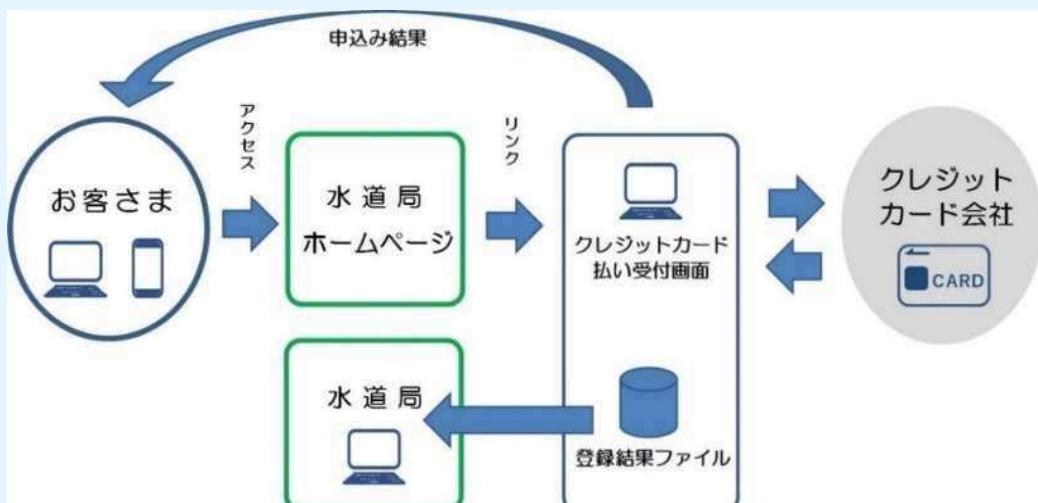
## お客さまサービスの向上と広報の充実

お客さま目線で利便性の向上に取り組み続けます。また、お客さまとともにこれから水道事業を支えていくため、水道事業を取り巻く現状を発信していきます。

### (1) クレジットカード支払申請のWeb受付導入 27百万円

水道料金等のクレジットカード払いの申請方法を、Web受付導入により、パソコンやスマートフォンを利用して、24時間365日、いつでも、どこでも手軽に申請できるようになります。

クレジットカード払い申請のオンライン化により、ペーパーレスによる事務手続きの効率化や申請から登録までの処理時間の大幅な短縮（1ヶ月程度→3日程度）をはかります。



クレジットカード支払申請のWeb受付導入

### (2) 幅広い世代に伝わる広報 6百万円

水道事業を取り巻く現状を正確に伝え、理解していただくことで、市民の方にこれからも水道事業を守っていく必要性が伝わるような広報を実施します。

幅広い年代の方、特に未来を担う子どもたちに、様々な切り口で水道局が安全・安心な水を安定的に供給していることがわかりやすく伝わるよう工夫しながら取り組みます。

#### ①SNS等Web広告を活用した広報

SNS等Web広告を活用し、若年層を含め市民の方に広く発信します。広報内容ごとにターゲッティングを行い、結果の検証・分析を行うことで効果の高い広報を行います。

#### ②子ども向け広報

子どもたちが水や水道自体に興味をもち、安全で安心な水が飲めるのは蛇口の向こうで多くの人や機械が働いていることを体感できるような広報を実施します。



子ども向け広報

予算特別委員会資料

# 令和4年度予算説明書

水道局

## 目 次

予算編成方針	1
<b>予算第18号議案（令和4年度神戸市水道事業会計予算）</b>	
1. 業務の予定量	3
2. 収入支出一覧	4
3. 予算実施計画の説明	5
4. 債務負担行為	9
5. 一時借入金	9
6. 他会計からの補助金	9
7. たな卸資産購入限度額	9
8. 令和4年度神戸市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	10
9. 令和4年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表	11
10. 令和3年度神戸市水道事業会計予定損益計算書	14
11. 令和3年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表	15
<b>予算第19号議案（令和4年度神戸市工業用水道事業会計予算）</b>	
1. 業務の予定量	19
2. 収入支出一覧	20
3. 予算実施計画の説明	21
4. 債務負担行為	24
5. 企業債	24
6. 一時借入金	24
7. 他会計からの補助金	24
8. 令和4年度神戸市工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	25
9. 令和4年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表	26
10. 令和3年度神戸市工業用水道事業会計予定損益計算書	28
11. 令和3年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表	29
<b>関連議案</b>	
第31号議案神戸市水道条例の一部を改正する条例の件	33

# 令和4年度 予算編成方針

## 1. 現在の経営状況

水道事業において、給水収益は回復傾向が見込まれるもの、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準までには回復が見込めず、節水型機器の普及や人口減少等による影響とあいまって、減少の一途を辿っている状況である。

事業の根幹である給水収益の減少が見込まれる一方で、経年化した施設が大量に更新時期を迎えており、投資財源の確保が大きな課題となっており、経営環境は極めて厳しくなっている。

工業用水道については、経年化した施設の更新に伴い減価償却費が増加し収支の悪化が見込まれるが、市内受水企業への安定給水を維持していくため、長期的な安定経営に努める必要がある。

## 2. 予算編成の考え方

令和4年度予算編成にあたっては、中期経営計画2023で掲げた経営改善の取り組みを前倒しで実施する「水道局緊急経営改革」を着実に実施し成果を上げるとともに、DXの推進はじめとした「withコロナ」の時代に対応した働き方や事業展開についても引き続き積極的に取り組むこととしている。

また、厳しい環境のなか、広報など市民とのコミュニケーションを充実させ、水道事業を取り巻く現状と課題などの情報発信を行うとともに、持続可能な経営基盤の確立に向けた課題解決に積極的に取り組むなど、局職員一丸となってライフラインとしての使命を果たし、市民の大切な財産である水道を次の時代に引き継げるよう努める。

# 水道事業会計予算

(予算第18号議案)

## 1. 業務の予定量

### (1) 事業量

事項	区分	令和4年度予定	令和3年度予算	比較増△減	伸び率(%)
年間給水量(m <sup>3</sup> )		169,706,000	167,996,000	1,710,000	1.0
一日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)		464,948	460,263	4,685	1.0
給水戸(箇所)数(戸・箇所)		818,642	818,855	△213	△0.0

### (2) 建設改良事業の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業概要
基幹施設整備工事	7,373,545	上ヶ原浄水場再整備事業、千苅浄水場中央監視施設更新、テレメーター設備更新工事、奥畑-妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備増強工事	8,714,499	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 50~900ミリメートル 延長 40,886メートル ふくそう管統合工事
開発団地等施設工事	251,053	団地配水施設工事等
その他施設新設改良工事	2,803,763	貯淨配水施設改良工事、建物改良工事、メーター等の固定資産購入費
合計	19,142,860	

## 2. 収入支出一覧

### (1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

収入			支出		
款	項	金額	款	項	金額
1 水道事業 収益		37,225,774	1 水道事業費		33,913,248
	1 営業収益	33,085,531		1 営業費用	32,742,835
	2 営業外収益	4,136,078		2 営業外費用	1,127,504
	3 特別利益	4,165		3 特別損失	12,909
				4 予備費	30,000

(注) 当年度純利益(税抜き)は2,593,187千円、累積利益は2,593,187千円となる。

### (2) 資本的収入及び支出

(単位 千円)

収入			支出		
款	項	金額	款	項	金額
1 資本的収入		3,966,708	1 資本的支出		21,147,599
	1 固定資産売却代金	66,000		1 建設改良費	19,142,860
	2 工事負担金	651,316		2 企業債償還金	1,790,872
	3 国庫補助金	462,723		3 貸付金	5,046
	4 一般会計補助金	7,464		4 投資	100,000
	5 一般会計繰入金	563,978		5 繰出金	8,821
	6 基本金収入	100,000		6 予備費	100,000
	7 基本金繰入金	2,110,181			
	8 貸付金返還金	5,046			

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,180,891千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

### 3. 予算実施計画の説明

#### (1) 収益的収入及び支出

ア 収 入		(単位 千円)		
款 项 目	令和4年度 予 定 額	令和3年度 当 初 予 算 額	比較 増△減	説 明
1 水道事業収益	37,225,774	37,195,205	30,569	
1 営業収益	33,085,531	32,592,089	493,442	
1 給水収益	31,357,057	30,868,622	488,435	水道料金収入
2 受託工事収益	160,425	131,648	28,777	給水装置の新設及び修繕等の工事受託による収入
3 その他営業収益	1,568,049	1,591,819	△23,770	他会計負担金、関連経費負担金、水質検査受託収益等
2 営業外収益	4,136,078	4,198,251	△62,173	
1 受取利息	72,037	80,777	△8,740	預金利息及び有価証券利息
2 分担金	454,450	486,548	△32,098	給水装置の新設、増径に伴う分担金
3 基金繰入金	200,000	200,000	—	基金からの繰入金
4 補助金	17,508	27,312	△9,804	児童手当に係る一般会計補助金
5 一般会計繰入金	9,065	9,708	△643	阪神水道企業団に繰出すための一般会計繰入金
6 長期前受金戻入	3,060,405	3,071,145	△10,740	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
7 雜収益	322,613	322,761	△148	施設使用料等
3 特別利益	4,165	404,865	△400,700	
1 過年度損益 修正益	4,165	4,865	△700	水道料金の遅収加算及び時効処分等
2 その他特別利益	—	400,000	△400,000	土地売却益

## イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	令 和 4 年 度 予 定 額	令 和 3 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 △ 減	説 明
1 水 道 事 業 費	33,913,248	34,443,508	△530,260	
1 営 業 費 用	32,742,835	33,231,475	△488,640	
1 原 水 費	81,889	81,229	660	原水の取入及び貯水場、導水施設の維持管理に要する諸費用
2 淨 水 費	1,158,891	1,213,640	△54,749	浄水施設の維持管理及びろ過滅菌に要する諸費用
3 受 水 費	11,761,895	11,773,602	△11,707	阪神水道企業団及び兵庫県水道用水供給事業に対する受水分賦金
4 配 水 費	3,251,716	2,893,713	358,003	配水施設の維持管理及び作業に要する諸費用
5 給 水 費	1,729,271	1,974,600	△245,329	給水管、メーター、その他の施設の維持管理及び作業に要する諸費用
6 受 託 工 事 費	151,804	214,579	△62,775	給水装置の新設及び修繕等の工事受託に要する諸費用
7 業 務 費	2,398,664	2,733,479	△334,815	料金の調定・徴収・その他の業務に要する諸費用
8 総 係 費	1,242,815	1,355,757	△112,942	事業運営活動の全般に関連する諸費用
9 減 価 償 却 費	10,680,099	10,605,149	74,950	固定資産に対する減価償却費
10 資 産 減 耗 費	284,791	384,727	△99,936	固定資産の除却損及びたな卸資産の減耗費
11 そ の 他 営 業 費 用	1,000	1,000	—	材料売却原価
2 営 業 外 費 用	1,127,504	1,167,849	△40,345	
1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	418,151	457,853	△39,702	企業債支払利息
2 繰 出 金	9,065	9,708	△643	阪神水道企業団に対する繰出金
3 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	121	121	—	貸倒引当金として計上するための繰入額
4 消 費 税	700,000	700,000	—	消費税及び地方消費税納付額
5 雜 支 出	167	167	—	
3 特 別 損 失	12,909	14,184	△1,275	
1 過 年 度 損 益 修 正	12,909	14,184	△1,275	水道料金の更正減額等
4 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員494人(派遣職員9人、短時間勤務職員22人含む)の報酬17,800千円、給料1,788,608千円、手当等1,776,997千円、法定福利費644,032千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

ア 収 入		(単位 千円)		
款 項 目	令和4年度 予 定 額	令和3年度 当 初 予 算 額	比較 増△減	説 明
1 資 本 的 収 入	3,966,708	3,767,621	199,087	
1 固定資産売却代金	66,000	98,998	△32,998	送水管売却代金
2 工事負担金	651,316	627,980	23,336	団地給水に伴う工事負担金、配水管移設工事負担金等
3 国庫補助金	462,723	442,685	20,038	水道施設整備事業等に充当する国庫補助金
4 一般会計補助金	7,464	7,548	△84	児童手当に係る一般会計補助金
5 一般会計繰入金	563,978	479,218	84,760	阪神水道企業団に繰出すための一般会計繰入金
6 基 金 収 入	100,000	180,000	△80,000	基金運用益
7 基 金 繰 入 金	2,110,181	1,925,838	184,343	建設改良費に充当する基金繰入金
8 貸付金返還金	5,046	5,354	△308	融資制度預託金返還金

## イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	令和4年度 予 定 額	令和3年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 資 本 的 支 出	21,147,599	19,979,133	1,168,466	
1 建 設 改 良 費	19,142,860	17,889,912	1,252,948	
1 基 幹 施 設 整 備 工 事 費	7,373,545	7,364,145	9,400	基幹施設の整備工事費
2 配 水 管 整 備 増 強 工 事 費	8,714,499	7,843,725	870,774	配水管の新設、取替、増径及び移設工事費等
3 開 発 団 地 等 施 設 工 事 費	251,053	227,541	23,512	開発者負担による団地の配水施設工事費
4 建物改良工事費	507,789	278,227	229,562	施設用建物の改良工事費
5 貯 清 配 水 施 設 改 良 工 事 費	1,749,518	1,756,673	△7,155	貯水場、浄水場及び配水場等の施設改良工事費等
6 固 定 資 産 費	546,456	419,601	126,855	メーター、工具器具備品及び車両運搬具等の購入費
2 企 業 債 償 還 金	1,790,872	1,795,229	△4,357	企業債元金償還金
3 貸 付 金	5,046	5,354	△308	融資制度預託金
4 投 資	100,000	180,000	△80,000	水道事業基金造成費
5 繰 出 金	8,821	8,638	183	阪神水道企業団に対する繰出金
6 予 備 費	100,000	100,000	—	

給与費内訳 職員105人(短時間勤務職員3人含む)の報酬4,450千円、給料393,008千円、手当等348,360千円、

法定福利費139,756千円を計上

#### 4. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収関連業務 (令和4年度)	令和4年度から令和9年度まで	2,137,103
修繕受付センタ一運営委託 (令和4年度)	令和4年度から令和6年度まで	126,712
管路情報システムデータ入力業務 (令和4年度)	令和4年度から令和6年度まで	40,532
配水管減圧弁水圧データ提供等業務 (令和4年度)	令和4年度から令和9年度まで	116,400
上ヶ原浄水場再整備 (令和4年度)	令和4年度から令和23年度まで	15,359,526
上ヶ原量水池改修等工事 (令和4年度)	令和4年度から令和7年度まで	198,670
奥畠妙法寺連絡管整備 (令和4年度)	令和4年度から令和7年度まで	2,866,839
水道施設新設・取替・改良工事 (令和4年度)	令和4年度から令和6年度まで	7,009,000
給水装置工事費等融資制度損失補償 (令和4年度)	令和4年度から令和14年度まで	11,110

#### 5. 一時借入金

借入限度額 3,000,000 千円

#### 6. 他会計からの補助金

27,726 千円

(一般会計から)

#### 7. たな卸資産購入限度額

100,000 千円

## 8. 令和4年度神戸市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	2,593,187
減価償却費	10,680,099
退職給付引当金の増減	△ 254,104
特別修繕引当金の増減	△ 569,570
賞与・法定福利費引当金の増減	△ 183,486
その他引当金の増減	△ 13,000
貸倒引当金の増減	728
長期前受金戻入	△ 3,060,405
受取利息及び受取配当金	△ 72,037
支払利息	418,151
破産更生債権の減少	△ 713
除却費	239,556
基金繰入金	△ 200,000
未収金の増減	2,825
未払金の増減	△ 45,649
消費税資本的収支調整額	1,631,438
小計	11,167,020
利息及び配当金の受取額	72,037
利息の支払額	△ 418,151
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>10,820,906</b>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 19,126,000
無形固定資産の取得による支出	△ 116,860
基金への積立による支出	△ 100,000
基金運用による収入	100,000
固定資産売却代金	66,000
基金からの繰入による収入	2,310,181
工事負担金による収入	651,316
国庫補助金による収入	462,723
一般会計補助金による収入	7,464
返還金等による収入	5,046
投資有価証券の満期による収入	499,762
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 15,240,368</b>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一般会計繰入金による収入	563,978
建設改良に充当する企業債の償還による支出	△ 1,790,872
貸付金による支出	△ 5,046
繰出金による支出	△ 8,821
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 1,240,761</b>
資金増加額	△ 5,660,223
<b>資金期首残高</b>	<b>9,108,878</b>
<b>資金期末残高</b>	<b>3,448,655</b>

**9. 令和4年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表**  
(令和5年3月31日)

(単位 : 千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>1 固定資産</b>	<b>310,732,830</b>	<b>3 固定負債</b>	<b>25,339,830</b>
(1) 有形固定資産	281,421,978	(1) 企 業 債	18,494,630
イ 土 地	25,027,213	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	18,494,630
ロ 建 物	22,883,764		
ハ 構 築 物	452,427,652	(2) 引 当 金	5,567,238
ニ 機 械 及び 装 置	61,059,665	イ 退職給付引当金	5,338,308
ホ 車両 運搬具	371,747	ロ 特別修繕引当金	225,368
ヘ 船 舶	16,119	ハ そ の 他 引 当 金	3,562
ト 工具器具及び備品	2,020,680	(3) 受水費高騰対策勘定	1,277,962
チ 建設仮勘定期 減価償却累計額	7,085,798		
	△ 289,470,660		
(2) 無形固定資産	237,956	<b>4 流動負債</b>	<b>10,233,410</b>
イ 地 上 権	5,000	(1) 企 業 債	1,773,009
ロ 施 設 利 用 権	8,321	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	1,773,009
ハ ソ フ ト ウ ェ ア	224,635	(2) 未 払 金	4,065,500
(3) 投資その他の資産	29,072,896	(3) 前 受 金	941,551
イ 投資有価証券	13,198,781	(4) 引 当 金	288,046
ロ 出 資 金	1,008,587	イ 賞 与 引 当 金	216,752
ハ 基 金	13,863,222	ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	40,956
ニ 破 産 更 生 債 権 等	72,688	ハ そ の 他 引 当 金	30,338
ト 貸 倒 引 当 金	△ 72,688	(5) そ の 他 流動負債	3,165,304
ホ そ の 他 投 資	1,002,306		
<b>2 流動資産</b>	<b>10,060,958</b>	<b>5 繰延収益</b>	<b>83,195,267</b>
(1) 現 金 預 金	3,448,655	(1) 長期前受金	163,405,485
(2) 未 収 金	2,558,873	(2) 建設仮勘定期前受金 収益化累計額	11,531,009
(3) 有 価 証 券	1,399,202		△ 91,741,227
(4) 貯 藏 品	134,494		
(5) そ の 他 流動資産	2,519,734		
		<b>(負債合計)</b>	<b>118,768,507</b>
		<b>6 資本金</b>	<b>154,281,648</b>
		<b>7 剰余金</b>	<b>47,743,633</b>
		(1) 資本剰余金	28,881,149
		イ 受贈財産評価額	9,223,970
		ロ 国庫補助金	615,170
		ハ 県補助金	78
		ニ 一般会計補助金	208,517
		ホ そ の 他 補助金	12
		ヘ 工事負担金	17,990,227
		ト 施設増強負担金	21,120
		チ そ の 他 資本剰余金	822,055
		(2) 利益剰余金	18,862,484
		イ 建設改良積立金	15,800,745
		ロ 当年度未処分利益剰余金	3,061,739
		<b>(資本合計)</b>	<b>202,025,281</b>
<b>合 計</b>	<b>320,793,788</b>	<b>合 計</b>	<b>320,793,788</b>

## 注　記

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 債却原価法（定額法）

#### 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている（収益性の低下による簿価切下げの方法）。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

① 建物及び構築物 定額法によっている。

・主な耐用年数 建物 8～50年 構築物 10～80年

② 上記以外 定率法によっている。

・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっている。

・主な耐用年数 ソフトウェア 5年

#### 4 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 特別修繕引当金

平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。

##### (5) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

##### (6) PCB処理損失引当金

PCB廃棄物の処分にかかる費用に備えるため、処分費用の見積りに基づき計上している。

#### 5 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

### II. セグメント情報に関する注記

神戸市水道事業では、水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

### III. 減損損失に関する注記

#### 1 グルーピングの方法

水道事業会計において使用している固定資産については、水道水の製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、水道事業全体を1つの資産グループとしている。ただし、遊休資産（将来の使用が見込まれていないもの及び一時的に貸付しているもの）については独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるため、個別の資産グループとしている。

#### 2 減損の兆候について

令和4年度において、以下の資産グループについて減損の兆候を認識した。

所在地	用途	資産の種類
東灘区本山南町8丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
東灘区本山南町9丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地

#### 3 減損損失の認識について

上記の資産グループのうち、一時的に貸付している、東灘区本山南町8丁目、東灘区本山南町9丁

目については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。

#### IV. その他の注記

##### 引当金の取崩し

###### 1 退職給付引当金の取崩し

令和4年度において、退職手当として 338,578 千円を支給することとなったため、退職給付引当金 338,578 千円を取崩した。

###### 2 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として 1,308,496 千円を支給することとなったため、賞与引当金 382,678 千円を取崩した。

###### 3 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、法定福利費として 812,566 千円を支出することとなったため、法定福利費引当金 70,402 千円を取崩した。

###### 4 特別修繕引当金の取崩し

令和4年度において、配水池等内外面補修工事として 569,570 千円を支出することとなったため、特別修繕引当金 569,570 千円を取崩した。

###### 5 その他引当金の取崩し

令和4年度において、PCB 廃棄物処分費用として 14,000 千円を支出することとなったため、その他引当金 14,000 千円を取崩した。

## 10. 令和3年度神戸市水道事業会計予定損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

<b>1 営業収益</b>			
(1) 給水収益	28,062,384		
(2) 受託工事収益	124,475		
(3) その他営業収益	<u>1,452,004</u>		
		29,638,863	
<b>2 営業費用</b>			
(1) 原水費	75,552		
(2) 净水費	1,181,541		
(3) 受水費	10,703,273		
(4) 配水費	2,686,926		
(5) 給水費	1,895,493		
(6) 受託工事費	208,560		
(7) 業務費	2,583,762		
(8) 総係費	1,308,529		
(9) 減価償却費	10,605,149		
(10) 資産減耗費	382,084		
(11) その他営業費用	<u>1,000</u>		
		<u>31,631,869</u>	
<b>営業損失</b>			<b>△ 1,993,006</b>
<b>3 営業外収益</b>			
(1) 受取利息	80,777		
(2) 分担金	442,316		
(3) 補助金	27,312		
(4) 一般会計繰入金	9,708		
(5) 基金繰入金	200,000		
(5) 長期前受金戻入	3,071,145		
(6) 雑収益	<u>311,599</u>		
		4,142,857	
<b>4 営業外費用</b>			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	457,853		
(2) 繰出金	9,708		
(3) 貸倒引当金繰入額	121		
(4) 雑支出	<u>167</u>		
		<u>467,849</u>	
			<b>3,675,008</b>
<b>経常利益</b>			<b>1,682,002</b>
<b>5 特別利益</b>			
(1) 過年度損益修正益	4,599		
(2) その他特別利益	<u>400,000</u>		
		<u>404,599</u>	
<b>6 特別損失</b>			
(1) 過年度損益修正損	<u>14,154</u>		
		<u>14,154</u>	
			<b>390,445</b>
<b>7 予備費</b>			
(1) 予備費	<u>30,000</u>		
		<u>30,000</u>	
			<b>△ 30,000</b>
<b>当年度純利益</b>			<b>2,042,447</b>
前年度繰越利益剰余金			—
<b>当年度未処分利益剰余金</b>			<b>2,042,447</b>

**11. 令和3年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表**  
(令和4年3月31日)

(単位 : 千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>1 固定資産</b>	<b>307,738,549</b>	<b>3 固定負債</b>	<b>28,165,851</b>
(1) 有形固定資産	274,911,207	(1) 企 業 債	20,267,639
イ 土 地	24,763,356	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	20,267,639
ロ 建 物	22,301,552		
ハ 構 築 物	438,369,753	(2) 引 当 金	6,420,250
ニ 機 械 及 び 装 置	60,621,543	イ 退職給付引当金	5,592,412
ホ 車両運搬具	384,242	ロ 特別修繕引当金	794,938
ヘ 船舶	16,119	ハ そ の 他 引 当 金	32,900
ト 工具器具及び備品	2,025,745	(3) 受水費高騰対策勘定	1,477,962
チ 建設仮勘定	7,366,197	<b>4 流動負債</b>	<b>10,464,070</b>
減価償却累計額	△ 280,937,300	(1) 企 業 債	1,790,872
(2) 無形固定資産	145,063	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	1,790,872
イ 地 上 権	5,000	(2) 未 払 金	4,111,149
ロ 施 設 利 用 権	8,321	(3) 前 受 金	941,551
ハ ソ フ ト ウ エ ア	131,742	(4) 引 当 金	455,194
(3) 投資その他の資産	32,682,279	イ 賞 与 引 当 金	371,152
イ 投 資 有 価 証 券	14,597,983	ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	70,042
ロ 出 資 金	1,008,587	ハ そ の 他 引 当 金	14,000
ハ 基 金	16,073,403	(5) そ の 他 流動負債	3,165,304
ニ 破 産 更 生 債 権 等	71,975	<b>5 繰延収益</b>	<b>84,501,115</b>
貸 倒 引 当 金	△ 71,975	(1) 長 期 前 受 金	161,750,928
ホ そ の 他 投 資	1,002,306	(2) 建設仮勘定長期前受金 収益化累計額	11,431,009
<b>2 流動資産</b>	<b>14,824,581</b>		△ 88,680,822
(1) 現 金 預 金	9,108,878	<b>(負債合計)</b>	<b>123,131,036</b>
(2) 未 収 金	2,561,713		
(3) 有 価 証 券	499,762	<b>6 資本</b>	<b>154,281,648</b>
(4) 貯 藏 品	134,494		
(5) そ の 他 流動資産	2,519,734	<b>7 剰余金</b>	<b>45,150,446</b>
		(1) 資 本 剰 余 金	28,881,149
		イ 受贈財産評価額	9,223,970
		ロ 国庫補助金	615,170
		ハ 県補助金	79
		ニ 一 般 会 計 補 助 金	208,517
		ホ そ の 他 補 助 金	12
		ヘ 工 事 負 担 金	17,990,227
		ト 施設増強負担金	21,120
		チ そ の 他 資本剰余金	822,054
		(2) 利 益 剰 余 金	16,269,297
		イ 建設改良積立金	14,226,850
		ロ 当年度未処分利益剰余金	2,042,447
		<b>(資本合計)</b>	<b>199,432,094</b>
<b>合 計</b>	<b>322,563,130</b>	<b>合 計</b>	<b>322,563,130</b>

## 注　記

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 債却原価法（定額法）

#### 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている（収益性の低下による簿価切下げの方法）。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

① 建物及び構築物 定額法によっている。

・主な耐用年数 建物 8～50年 構築物 10～80年

② 上記以外 定率法によっている。

・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっている。

・主な耐用年数 ソフトウェア 5年

#### 4 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 特別修繕引当金

平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。

##### (5) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

##### (6) PCB処理損失引当金

PCB廃棄物の処分にかかる費用に備えるため、処分費用の見積りに基づき計上している。

#### 5 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

### II. セグメント情報に関する注記

神戸市水道事業では、水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

### III. 減損損失に関する注記

#### 1 グルーピングの方法

水道事業会計において使用している固定資産については、水道水の製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、水道事業全体を1つの資産グループとしている。ただし、遊休資産（将来の使用が見込まれていないもの及び一時的に貸付しているもの）については独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるため、個別の資産グループとしている。

#### 2 減損の兆候について

令和3年度において、以下の資産グループについて減損の兆候を認識した。

所在地	用途	資産の種類
東灘区本山南町8丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
東灘区本山南町9丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地

#### 3 減損損失の認識について

上記の資産グループのうち、一時的に貸付している、東灘区本山南町8丁目、東灘区本山南町9丁

目については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。

#### IV. その他の注記

##### 引当金の取崩し

###### 1 退職給付引当金の取崩し

令和3年度において、退職手当として 561,991 千円を支給することとなったため、退職給付引当金 561,991 千円を取崩した。

###### 2 賞与引当金の取崩し

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当として 1,124,511 千円を支給することとなったため、賞与引当金 382,678 千円を取崩した。

###### 3 法定福利費引当金の取崩し

令和3年度において、法定福利費として 912,190 千円を支出することとなったため、法定福利費引当金 70,402 千円を取崩した。

###### 4 特別修繕引当金の取崩し

令和3年度において、配水池等内外面補修工事として 562,000 千円を支出することとなったため、特別修繕引当金 562,000 千円を取崩した。

###### 5 その他引当金の取崩し

令和3年度において、PCB 廃棄物処分費用として 6,900 千円を支出することとなったため、その他引当金 6,900 千円を取崩した。

# 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算

(予算第19号議案)

## 1. 業務の予定量

### (1) 事業量

事項	区分	令和4年度予定	令和3年度予定	比較増△減	伸び率(%)
年間給水量(m <sup>3</sup> )		15,756,123	16,783,455	△1,027,332	△6.1
一日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)		43,167	45,982	△2,815	△6.1
年間契約水量(m <sup>3</sup> )		33,191,640	33,191,640	—	—
一日平均契約水量(m <sup>3</sup> /日)		90,936	90,936	—	—
給水工場数(工場)		73	73	—	—

### (2) 建設改良事業の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業概要
取浄配水施設改良工事	518,906	工業用水道配水管更新工事等
固定資産費	43,523	メーター等の購入費
合計	562,429	

## 2. 収入支出一覧

### (1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

収入			支出		
款	項	金額	款	項	金額
1 工業用水道 事業収益		1,781,757	1 工業用水道 事業費		1,727,408
	1 営業収益	1,665,609		1 営業費用	1,559,519
	2 営業外収益	116,148		2 営業外費用	137,789
				3 特別損失	100
				4 予備費	30,000

(注) 当年度純利益(税抜き)は41,176千円、累積利益は41,176千円となる。

### (2) 資本的収入及び支出

(単位 千円)

収入			支出		
款	項	金額	款	項	金額
1 資本的収入		195,637	1 資本的支出		809,139
	1 企業債	190,000		1 建設改良費	562,429
	2 工事負担金	5,445		2 償還金	216,710
	3 一般会計補助金	192		3 予備費	30,000

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額613,502千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

### 3. 予算実施計画の説明

#### (1) 収益的収入及び支出

ア 収 入		(単位 千円)		
款 项 目	令和4年度 予 定 額	令和3年度 当 初 予 算 額	比較増△減	説 明
1 工業用水道事業収益	1,781,757	1,776,009	5,748	
1 営 業 収 益	1,665,609	1,661,754	3,855	
1 給 水 収 益	1,599,116	1,599,116	—	工業用水道料金収入
2 受 託 工 事 収 益	24,230	24,230	—	給水管引込工事等による収入
3 分 担 金	19,454	19,454	—	西宮市からの共同施設維持分担金
4 その他の営業収益	22,809	18,954	3,855	下水道使用料算定負担金、メーター使用料
2 営 業 外 収 益	116,148	114,255	1,893	
1 受 取 利 息	4,579	7,650	△3,071	預金利息及び有価証券利息
2 補 助 金	816	1,320	△504	児童手当に係る一般会計補助金
3 長期前受金戻入	105,466	99,858	5,608	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
4 雜 収 益	5,287	5,427	△140	貸地料等

## イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	令和4年度 予 定 額	令和3年度 当 初 予 算 額	比較増△減	説 明
1 工業用水道事業費	1,727,408	1,621,441	105,967	
1 営 業 費 用	1,559,519	1,491,940	67,579	
1 原 水 費	313,235	313,471	△236	原水の取入及び貯水場、導水施設の維持管理に要する諸費用
2 浄 水 費	205,043	206,223	△1,180	浄水施設の維持管理及び原水の沈でんに要する諸費用
3 配水及び給水費	141,625	150,659	△9,034	配水及び給水施設の維持管理及び作業に要する諸費用
4 受 託 工 事 費	24,200	24,200	—	給水管引込工事受託等に要する諸費用
5 総 係 費	93,177	107,888	△14,711	料金の徴収に要する諸費用及び事業運営活動全般に関連する諸費用
6 減 価 償 却 費	678,390	536,134	142,256	固定資産の減価償却費
7 資 产 減 耗 費	15,249	82,474	△67,225	固定資産の除却損
8 その他の営業費用	88,600	70,891	17,709	
2 営 業 外 費 用	137,789	99,371	38,418	
1 支 払 利 息 及 企業債取扱諸費	57,789	59,371	△1,582	企業債利息及び企業債取扱諸費
2 消 費 税	80,000	40,000	40,000	消費税及び地方消費税納付額
3 特 別 損 失	100	130	△30	
1 過 年 度 損 益 損 修 正	100	130	△30	
4 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員20人の給料75,863千円、手当等94,889千円、法定福利費27,789千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

ア 収 入		(単位 千円)		
款 項 目	令和4年度 予 定 額	令和3年度 当初予算額	比 較 増 △ 減	説 明
1 資 本 的 収 入	195,637	938,037	△742,400	
1 企 業 債	190,000	800,000	△610,000	工業用水道施設整備事業に充当する企業債
2 工 事 負 担 金	5,445	5,445	—	配水管移設等工事負担金
3 一 般 会 計 補 助 金	192	192	—	児童手当に係る一般会計補助金
4 国 庫 補 助 金	—	132,400	△132,400	工業用水道施設整備事業に充当する国庫補助金

イ 支 出		(単位 千円)		
款 項 目	令和4年度 予 定 額	令和3年度 当初予算額	比 較 増 △ 減	説 明
1 資 本 的 支 出	809,139	3,374,949	△2,565,810	
1 建 設 改 良 費	562,429	3,099,140	△2,536,711	
1 取 淨 配 水 施 設 改 良 工 事 費	518,906	3,062,832	△2,543,926	取水、浄水及び配水施設の新設及び改良工事費
2 固 定 資 産 費	43,523	36,308	7,215	メーター等の購入費
2 償 還 金	216,710	245,809	△29,099	
1 企 業 債 償 還 金	216,710	245,809	△29,099	企業債償還元金
3 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員2人の給料7,826千円、手当等7,042千円、法定福利費2,514千円を計上

#### 4. 債務負担行為

(単位 千円)		
事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 ( 令 和 4 年 度 )	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	140,914

#### 5. 企 業 債

(単位 千円)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 返 の 方 法
工業用水道施設整備事業	190,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる(他の 地方公共団体と の共同発行を 含む。)。	9%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後においては、当該見直し 後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、 40年以内に毎年度元利均等その他 の方法により償還する。ただし、財政 上の都合等により定額以上を償還 し、又は借り換えることができる。政府 資金を借り入れる場合は、その融資 条件による。

#### 6. 一時借入金

借入限度額 700,000 千 円

#### 7. 他会計からの補助金

1,008 千 円

(一般会計から)

## 8. 令和4年度神戸市工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	38,723
減価償却費	678,390
退職給付引当金の増減	8,920
賞与・法定福利費引当金の増減	△ 6,666
長期前受金戻入	△ 105,466
受取利息及び受取配当金	△ 4,579
支払利息	57,789
除却費	15,249
未収金の増減額	△ 710
未払金の増減額	△ 357,237
破産更生債権等の増減	681
前払金の増減	252,000
貸倒引当金の増減	△ 681
消費税資本的収支調整額	49,027
小計	625,440
利息及び配当金の受取額	3,843
利息の支払額	△ 57,789
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>571,494</b>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 588,333
無形固定資産の取得による支出	△ 4,066
工事負担金による収入	5,445
一般会計補助金(資本分)による収入	192
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 586,762</b>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良に充当する企業債の発行による収入	190,000
建設改良に充当する企業債の償還による支出	△ 216,710
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 26,710</b>
資金減少額	△ 41,978
資金期首残高	191,702
<b>資金期末残高</b>	<b>149,724</b>

**9. 令和4年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表**  
(令和5年3月31日)

(単位 : 千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1 固定資産</b>	<b>18,516,247</b>	<b>3 固定負債</b>	<b>4,955,539</b>
(1) 有形固定資産	17,197,636	(1) 企 業 債	4,435,821
イ 土 地	554,310	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	4,435,821
ロ 建 物	513,895		
ハ 構 築 物	23,479,205	(2) 引 当 金	519,718
ニ 機 械 及 び 装 置	5,088,683	イ 退職給付引当金	209,060
ホ 車両運搬具	2,980	ロ 特別修繕引当金	310,658
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	47,845		
ト 建 設 仮 勘 定	37,829	<b>4 流動負債</b>	<b>1,298,211</b>
減価償却累計額	△ 12,527,111	(1) 企 業 債	220,692
(2) 無形固定資産	25,396	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	220,692
イ 施 設 利 用 権	31		
ロ ソ フ ト ウ エ ア	25,365	(2) 未 払 金	928,249
(3) 投資その他の資産	1,293,215	(3) 前 受 金	127,764
イ 投 資 有 価 証 券	1,190,186	(4) 引 当 金	10,000
ロ 出 資 金	3,000	イ 賞 与 引 当 金	8,406
ハ そ の 他 投 資	100,029	ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	1,594
		(5) 預 り 金	11,506
<b>2 流動資産</b>	<b>672,110</b>	<b>5 繰延収益</b>	<b>2,665,704</b>
(1) 現 金 預 金	149,724	(1) 長 期 前 受 金	10,635,892
(2) 未 収 金	214,386	(2) 建設仮勘定長期前受金 收 益 化 累 計 額	34,797 △ 8,004,985
(3) 前 払 金	308,000		
		<b>(負債合計)</b>	<b>8,919,454</b>
		<b>6 資本</b>	<b>7,869,802</b>
		<b>7 剰余金</b>	<b>2,399,101</b>
		(1) 資 本 剰 余 金	971,888
		イ 受 贈 財 産 評 價 額	13,995
		ロ 国 庫 補 助 金	44,668
		ハ 他 会 計 繰 入 金	4,103
		ニ 工 事 負 担 金	584,151
		ホ そ の 他 資 本 剰 余 金	324,971
		(2) 利 益 剰 余 金	1,427,213
		イ 建 設 改 良 積 立 金	1,388,490
		ロ 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金	38,723
		<b>(資本合計)</b>	<b>10,268,903</b>
<b>合 計</b>	<b>19,188,357</b>	<b>合 計</b>	<b>19,188,357</b>

## 注　記

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

　　満期保有目的債券　　償却原価法（定額法）

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

　　①建物及び構築物　　定額法によっている。

　　・主な耐用年数　　建物　　8～50年　　構築物　　10～75年

　　②上記以外　　定率法によっている。

　　・主な耐用年数　　機械及び装置　　6～20年　　工具器具及び備品　　2～15年

##### (2) 無形固定資産　　定額法によっている。

　　・主な耐用年数　　ソフトウェア　　5年

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

　　職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

　　職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

　　職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 特別修繕引当金

　　平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。

　　なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。

#### 4 消費税等の会計処理

　　税抜方式によっている。

### II. セグメント情報に関する注記

　　神戸市工業用水道事業では、工業用水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

### III. その他の注記

#### 1 退職給付引当金の取崩し

　　令和4年度において、退職手当として12,287千円を支給することとなったため、退職給付引当金12,287千円を取崩した。

#### 2 賞与引当金の取崩し

　　令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として50,335千円を支給することとなったため、賞与引当金14,045千円を取崩した。

#### 3 法定福利費引当金の取崩し

　　令和4年度において、法定福利費として31,330千円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,621千円を取崩した。

**10. 令和3年度神戸市工業用水道事業会計予定損益計算書**  
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,453,741		
(2) 受託工事収益	22,030		
(3) 分担金	17,685		
(4) その他営業収益	17,230	1,510,686	
2 営業費用			
(1) 原水費	294,042		
(2) 浄水費	192,398		
(3) 配水及び給水費	140,554		
(4) 受託工事費	22,000		
(5) 総係費	101,641		
(6) 減価償却費	536,134		
(7) 資産減耗費	82,474		
(8) その他営業費用	64,446	1,433,689	
営業利益			76,997
3 営業外収益			
(1) 受取利息	7,650		
(2) 補助金	1,320		
(3) 長期前受金戻入	99,858		
(4) 雑収益	5,399	114,227	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	59,371	59,371	54,856
経常利益			131,853
5 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	130	130	△ 130
6 予備費			
(1) 予備費	30,000	30,000	△ 30,000
当年度純利益			101,723
前年度繰越利益剰余金			—
当年度未処分利益剰余金			101,723

**11. 令和3年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表**  
(令和4年3月31日)

(単位 : 千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1 固定資産</b>	<b>18,666,273</b>	<b>3 固定負債</b>	<b>4,977,311</b>
(1) 有形固定資産	17,346,152	(1) 企 業 債	4,466,513
イ 土 地	554,310	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	4,466,513
ロ 建 物	452,398		
ハ 構 築 物	21,683,987	(2) 引 当 金	510,798
ニ 機 械 及 び 装 置	4,919,280	イ 退職給付引当金	200,140
ホ 車両運搬具	2,980	ロ 特別修繕引当金	310,658
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	47,845		
ト 建 設 仮 勘 定	1,585,847	<b>4 流動負債</b>	<b>1,658,132</b>
減価償却累計額	△ 11,900,495	(1) 企 業 債	216,710
(2) 無形固定資産	27,642	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	216,710
イ 施 設 利 用 権	31		
ロ ソ フ ト ウ エ ア	27,611	(2) 未 払 金	1,285,486
(3) 投資その他の資産	1,292,479	(3) 前 受 金	127,764
イ 投 資 有 価 証 券	1,189,450	(4) 引 当 金	16,666
ロ 出 資 金	3,000	イ 賞 与 引 当 金	14,045
ハ 破 産 更 生 債 権	681	ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	2,621
貸 倒 引 当 金	△ 681	(5) 預 り 金	11,506
ニ そ の 他 投 資	100,029		
<b>2 流動資産</b>	<b>965,378</b>	<b>5 繰延収益</b>	<b>2,766,028</b>
(1) 現 金 預 金	191,702	(1) 長 期 前 受 金	10,630,750
(2) 未 収 金	213,676	(2) 建設仮勘定長期前受金 收 益 化 累 計 額	34,797 △ 7,899,519
(3) 有 価 証 券	0		
(4) 前 払 金	560,000	<b>(負債合計)</b>	<b>9,401,471</b>
		<b>6 資本</b>	<b>6,231,755</b>
		<b>7 剰余金</b>	<b>3,998,425</b>
		(1) 資本剰余金	971,888
		イ 受贈財産評価額	13,995
		ロ 国庫補助金	44,668
		ハ 他会計繰入金	4,103
		ニ 工事負担金	584,151
		ホ そ の 他 資本剰余金	324,971
		(2) 利 益 剰 余 金	3,026,537
		イ 建設改良積立金	1,286,767
		ロ 当年度未処分利益剰余金	1,739,770
		<b>(資本合計)</b>	<b>10,230,180</b>
<b>合 計</b>	<b>19,631,651</b>	<b>合 計</b>	<b>19,631,651</b>

## 注　記

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

　　満期保有目的債券　　償却原価法（定額法）

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

　　①建物及び構築物　　定額法によっている。

　　・主な耐用年数　　建物　　8～50年　　構築物　　10～75年

　　②上記以外　　定率法によっている。

　　・主な耐用年数　　機械及び装置　　6～20年　　工具器具及び備品　　2～15年

##### (2) 無形固定資産

　　定額法によっている。

　　・主な耐用年数　　ソフトウェア　　5年

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

　　職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

　　職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

　　職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 特別修繕引当金

　　平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。

　　なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。

#### 4 消費税等の会計処理

　　税抜方式によっている。

### II. セグメント情報に関する注記

　　神戸市工業用水道事業では、工業用水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

### III. その他の注記

#### 1 退職給付引当金の取崩し

　　令和3年度において、退職手当として18,445千円を支給することとなったため、退職給付引当金18,445千円を取崩した。

#### 2 賞与引当金の取崩し

　　令和3年度において、期末手当及び勤勉手当として42,568千円を支給することとなったため、賞与引当金13,530千円を取崩した。

#### 3 法定福利費引当金の取崩し

　　令和3年度において、法定福利費として32,265千円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,557千円を取崩した。

# 關連議案

第 31 号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件

第31号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久元喜造

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料）</p> <p>第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、工事申込者から徴収する。この場合において、設計の審査（以下「設計審査」という。）又は完成検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6)給水装置工事に係る道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の許可に係る申請の代行をすると</u></p>	<p>（手数料）</p> <p>第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、工事申込者から徴収する。この場合において、設計の審査（以下「設計審査」という。）又は完成検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

き。 1件につき 17,000円に100  
分の110を乗じて得た額

2 前項第1号から第3号まで及び第6号の手数料は、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、申込みの後、徴収することができる。

3、4 [略]

2 前項第1号から第3号までの手数料は、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、申込みの後、徴収することができる。

3、4 [略]

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市水道条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた同条第1項第6号の申請の代行に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた同号の申請の代行に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 理 由

給水装置工事に係る道路占用許可の申請の代行に係る手数料の新設に伴い、条例を改正する必要があるため。